

2018年10月12日

各 位

日興アセットマネジメント株式会社

「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」 繰上償還（確定）のお知らせ

当社は、「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」（以下「当ETF」といいます。）（証券コード：1549）につき、2018年8月14日を基準日と定め、法令の規定に従い、繰上償還を提案し、2018年10月11日に書面による決議を行ないました。当該書面決議の結果、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2018年8月14日現在の受益権口数が、2018年8月14日現在の受益権総口数の3分の2以上であったため、予定通り、2018年10月12日に当局への届出を行ない、2018年11月14日を信託終了日として繰上償還いたします。

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」

2. 繰上償還に関する日程

- | | |
|-----------|------------------|
| ●書面決議日 | : 2018年10月11日（木） |
| ●買取請求開始日 | : 2018年10月12日（金） |
| ●買取請求終了日 | : 2018年10月31日（水） |
| ●信託終了日 | : 2018年11月14日（水） |
| ●償還金支払開始日 | : 2018年12月21日（金） |

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●「整理銘柄」への指定 | : 2018年10月11日（木） |
| ●東京証券取引所における最終売買日 | : 2018年11月9日（金） |
| ●上場廃止日 | : 2018年11月12日（月） |

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還の内容とその理由

＜議案：繰上償還＞

当ETFは、「インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）」を通じて、円換算したNifty50指数先物（Nifty50指数を原資産とする、シンガポール証券取引所（以下、SGXといいます。）におけるNifty50指数先物の直近限月の清算値）を対象指標とし、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を、当該対象指標の変動率に一致させることを目指して運用しております。

今年2月、インド国内の証券取引所がインド国外の取引所等に対してこれまで行なってきたインド市場の株価指数に関するライセンス提供を、今後は原則行なわないと発表したことが発端となり、今年4月には、Nifty50指数先物を今年6月上場廃止とする旨の通知をSGXから一旦受領しました。こうした事情から、弊社では、当ETFの信託約款にて予め定めた条件である「Nifty50指数先物に係る取引が廃止された場合」に該当する可能性が高いと判断し、当ETFの受益者の皆様に対する書面決議の手続きを行なうことなく当ETFを信託終了し今年6月に繰上償還させる方針であることを開示しておりましたが、一転して今年5月末に、SGXよりNifty50指数先物の上場廃止時期の延期が発表され、弊社は当ETFの繰上償還に関するスケジュールも見直す方針であることを示したところです。

今後、SGXとインド国内の証券取引所は、インドの裁判所による調停・仲裁を受けながら、Nifty50指数先物の取扱いも含めた施策を打ち出していくことが予想されますが、当ETFの現状の連動対象指標であるNifty50指数先物について現時点で上場廃止を取り止めとする明確な発表はなく、時期こそ未定であれ上場廃止の方向性には変わりはないこと、またインド国内の税制を含めた規制全般や日本からの投資実績などについて総合的に検証を行なった結果、現状の連動対象指標とは別の指標で当ETFの運用継続に適したものが見当たらないことから、弊社では当ETFの運用継続が困難となるやむを得ない事情が発生しているものと判断し、受益者の皆様に対する書面決議の手続きを行なった上で繰上償還させることといたしました。

5. 償還金のお支払いについて

償還金のお支払いにつきましては、信託約款の規定に従い、信託終了日である2018年11月14日現在の受益者名簿に記録されている受益者に対し、2018年12月21日から支払開始予定です。償還価額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金のお受け取り方法は、受益者が証券会社に対し2018年11月14日時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。ご不明な場合は、証券会社に対して登録されている「配当金受領方法」をご確認のうえ、下表に従ってご認識下さい。

配当金受領方法	当ETFの償還金受取方法
①株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取り下さい。
②配当金領収証方式	
③登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座へ振り込みいたします。
④個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

ただし、お取引のある証券会社に対して、例えば「①株式数比例配分方式」の指定を解除し、「③登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当ETF以外にお客様が保有されている銘柄の配当金お受け取り方法も変更されてしまいますので、ご留意下さい。

<NISA口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行なう必要があります。

NISAの適用を受けるためには、東京証券取引所の最終売買日（2018年11月9日）までに、証券会社を通じて市場売却することをお勧めいたします。

<特定口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が特定口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算を行なうことができません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行なうことは可能です。

※弊社が信頼できる情報を元に判断した内容ですが、その内容全てについて弊社が保証するものではありません。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条に基づいて、書面決議に反対された受益者は2018年10月12日から2018年10月31日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2018年8月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および換金請求の停止

議案に関する書面決議が可決されましたので、当ETFの取得申込は2018年10月13日以降、受け付けないこととし、また、当ETFの換金請求は2018年11月6日以降、受け付けないことといたします。

8. 付随する約款変更について

議案に関する書面決議が可決されましたので、2018年10月13日付で償還金の支払いに関する信託約款の変更を行ないます。

また、当ETFの繰上償還にあたり、受益者の利便性向上を図るため、2018年10月13日付で解約単位を「10万口単位」から「1,000口単位」へ引き下げいたします。

（東京証券取引所における売買単位は「10口単位」のままで、変更はございません。）

なお、上記変更は当ETFの基本的な性格に何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しません。

以 上

別紙

約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式） 約款	第4条 第37条 第38条 第39条 第40条
---	-------------------------------------

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託期間) 第4条 ①この信託の期間は、信託契約締結日から2018年11月14日までとします。</p>	<p>(信託期間) 第4条 ①この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。</p>
<p>(一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第37条 ①受託者は、一部解約金について第38条第7項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ②(略)</p>	<p>(一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第37条 ①受託者は、一部解約金について第38条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ②(同 左)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第38条 ①～②(略) ③償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者(以下「信託終了時受益者」といいます。)として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あ</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第38条 ①～②(同 左) ③償還金は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 (新 設)</p>

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

<p>たり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</p>	
<p>⑤第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	<p>④前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行なうものとし、</p>
<p>⑥受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>	<p>⑤受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>
<p>⑦一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>	<p>⑥一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>
<p>⑧前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとし、</p>	<p>⑦前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとし、</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効) 第39条 ①受益者が、収益分配金については第38条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第38条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効) 第39条 ①受益者が、収益分配金については第38条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、1,000口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、10万口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>②～⑧ (略)</p>	<p>②～⑧ (同 左)</p>

以上